犯罪被害者等の支援に関する指針策定のための有識者会議に ついて

1 会議設置の趣旨

警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助については、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成14年国家公安委員会告示第5号)が定められているが、先般改正された犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律により、

国家公安委員会が、

都道府県公安委員会による民間被害者支援団体に対する助言、指導 等の措置

に関しても指針を策定することとされたことを踏まえ、その策定に当たり、 民間被害者支援団体や学識経験者から意見を聴取する。

2 構成員

山上 皓 NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事長

大久保恵美子被害者支援都民センター理事兼事務局長

清野 功 やまがた被害者支援センター専務理事

照山 美知子 いばらき被害者支援センター理事兼事務局長

冨田 信穗 常磐大学大学院被害者学研究科教授

(オブザーバー)

警視庁総務部理事官犯罪被害者支援官

(警察庁)

長官官房総括審議官

長官官房給与厚生課長

長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長

長官官房給与厚生課課長補佐

3 スケジュール

第1回 7月3日

第2回 9月上旬

第3回 10月上旬